

調査期間：令和4年12月22日～令和5年3月7日

# 水道管漏水調査（宮崎市大字芳士外）



## ※水道管漏水調査内容

①夜間に道路下の水道管の音聴調査を行い、昼間に確認調査を行います。

②宅内の水道メーターにて、水道管漏水音の聞き取りを行います。

### ※委託業者

株式会社西日本水道センター  
九州支店

## ※身分証明書及び腕章

調査員は、宮崎市上下水道局が発行した身分証明書を携帯し、宮崎市上下水道局の腕章を着用しております。

## 調査風景

### 道路上音聴調査



### 戸別音聴調査



## 漏水調査業務委託(その5) 位置図



### 【身分証明書】

利用番号 No.00-00-00 100,00,00 表面

漏水調査業務委託 調査員証

写真

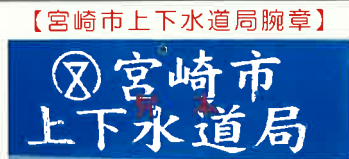
見本

下記の者は宮崎市上下水道局が発行した漏水調査業務委託の受託者である調査員証である。

委託会社 〇〇〇〇 株式会社  
 氏名 〇〇 〇〇  
 委託期間 令和〇〇年〇月〇〇日から令和〇〇年〇月〇〇日まで

発行所 宮崎市上下水道局 調査員証  
 上下水道局 下 部 局 印

### 【宮崎市上下水道局腕章】



- 本証は、公印・日付のないものは無効とする。裏面
1. 本業務委託期間中、本証を失窃し紛失した場合は、本証を返却し紛失した旨を報告する。
  2. 本証を他人に譲渡・貸与・持ち回しして使用することは、本証を返却し紛失した旨を報告する。
  3. 本証を他人に譲渡・貸与・持ち回しして使用した場合は、本証を返却し紛失した旨を報告する。
  4. 本証を他人に譲渡・貸与・持ち回しして使用した場合は、本証を返却し紛失した旨を報告する。
  5. 本証を他人に譲渡・貸与・持ち回しして使用した場合は、本証を返却し紛失した旨を報告する。
  6. 本証を他人に譲渡・貸与・持ち回しして使用した場合は、本証を返却し紛失した旨を報告する。
  7. 本証を他人に譲渡・貸与・持ち回しして使用した場合は、本証を返却し紛失した旨を報告する。
- 見本

調査のために、皆様の宅地に立ち入りさせて頂く場合がありますが、漏水の早期発見のために、ご協力をお願いします。

【お問合せ先】  
配水管理課漏水防止係  
Tel：0985-26-7526